

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年6月27日

【会社名】 株式会社日新

【英訳名】 NISSIN CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 筒井 雅洋

【本店の所在の場所】 横浜市中区尾上町6丁目81番地

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。  
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。)

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区麹町一丁目6番4号  
株式会社日新東京本社

【電話番号】 03(3238)6663

【事務連絡者氏名】 総務部長 筒井 俊輔

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】 その他の者に対する割当 899,000,000円  
(注) 募集金額は、有価証券届出書提出日における見込額(会社法上の払込金額の総額)です。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社日新東京本社  
(東京都千代田区麹町一丁目6番4号)  
株式会社日新大阪事務所  
(大阪府中央区瓦町1丁目7番7号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2024年6月27日付で<sup>有価証券報告書（事業年度第115期（自2023年4月1日 至 2024年3月31日））及び臨時報告書</sup>を関東財務局長に提出しました。これに伴い、2024年5月20日付で提出いたしました<sup>有価証券届出書（2024年5月21日、2024年5月22日及び2024年6月4日に提出した有価証券届出書の訂正届出書で訂正済）</sup>について、当該<sup>有価証券報告書及び臨時報告書</sup>を参照書類に追加し、必要な修正をするため、本<sup>有価証券届出書の訂正届出書</sup>を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第三部 参照情報

#### 第1 参照書類

#### 第2 参照書類の補完情報

（添付書類の差し替え）

2024年6月27日付で<sup>有価証券報告書</sup>を提出したことに伴い、2024年5月20日付で提出した<sup>有価証券届出書</sup>に添付していた「<sup>事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移</sup>」を差し替えます。

（添付書類の削除）

2024年3月期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）の連結業績の概要

自己株券買付状況報告書（報告期間：自2023年6月1日 至2023年6月30日）

自己株券買付状況報告書（報告期間：自2023年7月1日 至2023年7月31日）

自己株券買付状況報告書（報告期間：自2023年8月1日 至2023年8月31日）

自己株券買付状況報告書（報告期間：自2023年9月1日 至2023年9月30日）

自己株券買付状況報告書（報告期間：自2023年10月1日 至2023年10月31日）

自己株券買付状況報告書（報告期間：自2023年11月1日 至2023年11月30日）

自己株券買付状況報告書（報告期間：自2023年12月1日 至2023年12月31日）

自己株券買付状況報告書（報告期間：自2024年1月1日 至2024年1月31日）

自己株券買付状況報告書（報告期間：自2024年2月1日 至2024年2月31日）

自己株券買付状況報告書（報告期間：自2024年3月1日 至2024年3月31日）

自己株券買付状況報告書（報告期間：自2024年4月1日 至2024年4月31日）

自己株券買付状況報告書（報告期間：自2024年5月1日 至2024年5月31日）

自己株券買付状況報告書の訂正報告書（報告期間：自2023年7月1日 至2023年7月31日）

自己株券買付状況報告書の訂正報告書（報告期間：自2023年8月1日 至2023年8月31日）

自己株券買付状況報告書の訂正報告書（報告期間：自2023年9月1日 至2023年9月30日）

自己株券買付状況報告書の訂正報告書（報告期間：自2023年10月1日 至2023年10月31日）

自己株券買付状況報告書の訂正報告書（報告期間：自2023年11月1日 至2023年11月30日）

自己株券買付状況報告書の訂正報告書（報告期間：自2023年12月1日 至2023年12月31日）

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第三部 【参照情報】

（訂正前）

### 第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第114期（自2022年 4 月 1 日 至2023年 3 月31日） 2023年 6 月26日関東財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第115期第 1 四半期（自2023年 4 月 1 日 至2023年 6 月30日） 2023年 8 月 9 日関東財務局長に提出

事業年度 第115期第 2 四半期（自2023年 7 月 1 日 至2023年 9 月30日） 2023年11月13日関東財務局長に提出

事業年度 第115期第 3 四半期（自2023年10月 1 日 至2023年12月 1 日） 2024年 2 月14日関東財務局長に提出

#### 3 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2024年 5 月20日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を2023年 6 月26日に関東財務局長に提出

### 第 2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本訂正届出書提出日（2024年 6 月 4 日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本訂正届出書提出日（2024年 6 月 4 日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

（訂正後）

### 第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第115期（自2023年 4 月 1 日 至2024年 3 月31日） 2024年 6 月27日関東財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

#### 3 【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本訂正届出書提出日（2024年 6 月27日）までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を2024年 6 月27日に関東財務局長に提出

### 第 2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本訂正届出書提出日（2024年 6 月27日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本訂正届出書提出日（2024年 6 月27日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。